資料2

趣旨説明及び
現地ヒアリングの進め方

中央環境審議会瀬戸内海部会

企画専門委員会事務局

（環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室）

○瀬戸内海の範囲と関係府県

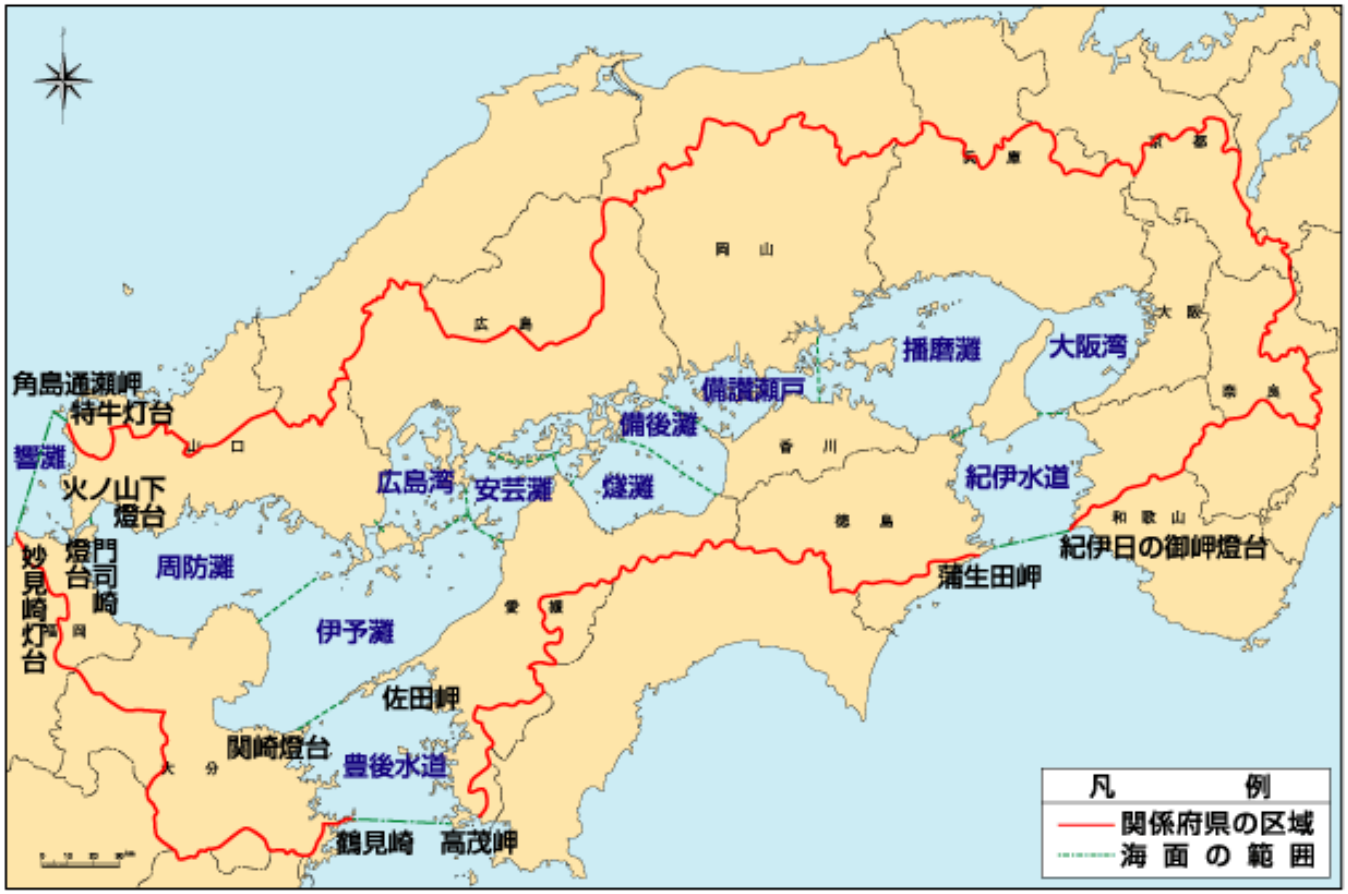

【関係府県】

大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県　　＋政令で定めた京都府、奈良県

○瀬戸内海の環境保全の取組

・瀬戸内海環境保全特別措置法

瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するための瀬戸内海の環境の保全に関する計画の策定等に関し必要な事項を定めるとともに、特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全等に関し特別の措置を講ずることにより、瀬戸内海の環境の保全を図ることを目的とする。

・瀬戸内海環境保全基本計画

- 瀬戸内海が、わが国のみならず**世界においても比類のない美しさを誇る景勝地**として、また、**国民にとって貴重な漁業資源の宝庫**として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策の実施を推進するため、政府が策定する「瀬戸内海の水質の保全、自然景観の保全等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画
- 昭和53年５月の計画策定、平成６年７月一部変更、平成12年12月全面改定

中央環境審議会への諮問の背景

○瀬戸内海環境保全基本計画推進の中での課題の指摘
・瀬戸内海環境保全基本計画フォローアップにおける指摘
・今後の瀬戸内海の水環境の在り方の論点整理

水質改善中心の環境保全の在り方が問われている

○各種施策を実施してきた結果、瀬戸内海の水質は一定の改善
○一方で…古来より多島美や白砂青松と呼ばれている世界に誇るべき景観、生物の生息・水質浄化・親水などの多様な機能を有する藻場・干潟等の改善は不十分
○また、生物多様性の低下、漁獲量の低下

○瀬戸内海環境保全基本計画の前回策定（平成12年12月）から10年以上が経過
○この間に、海洋基本法（平成19年４月）や生物多様性基本法（平成20年６月）制定等の動き

瀬戸内海でも、海洋環境の保全に関する新たな理念や体制の整備に加え、生物多様性と生物生産性の向上等の新たな課題への対応が必要

瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について中央環境審議会に諮問（平成23年７月20日）

豊かな海にしようとよく聞くけれど・・・

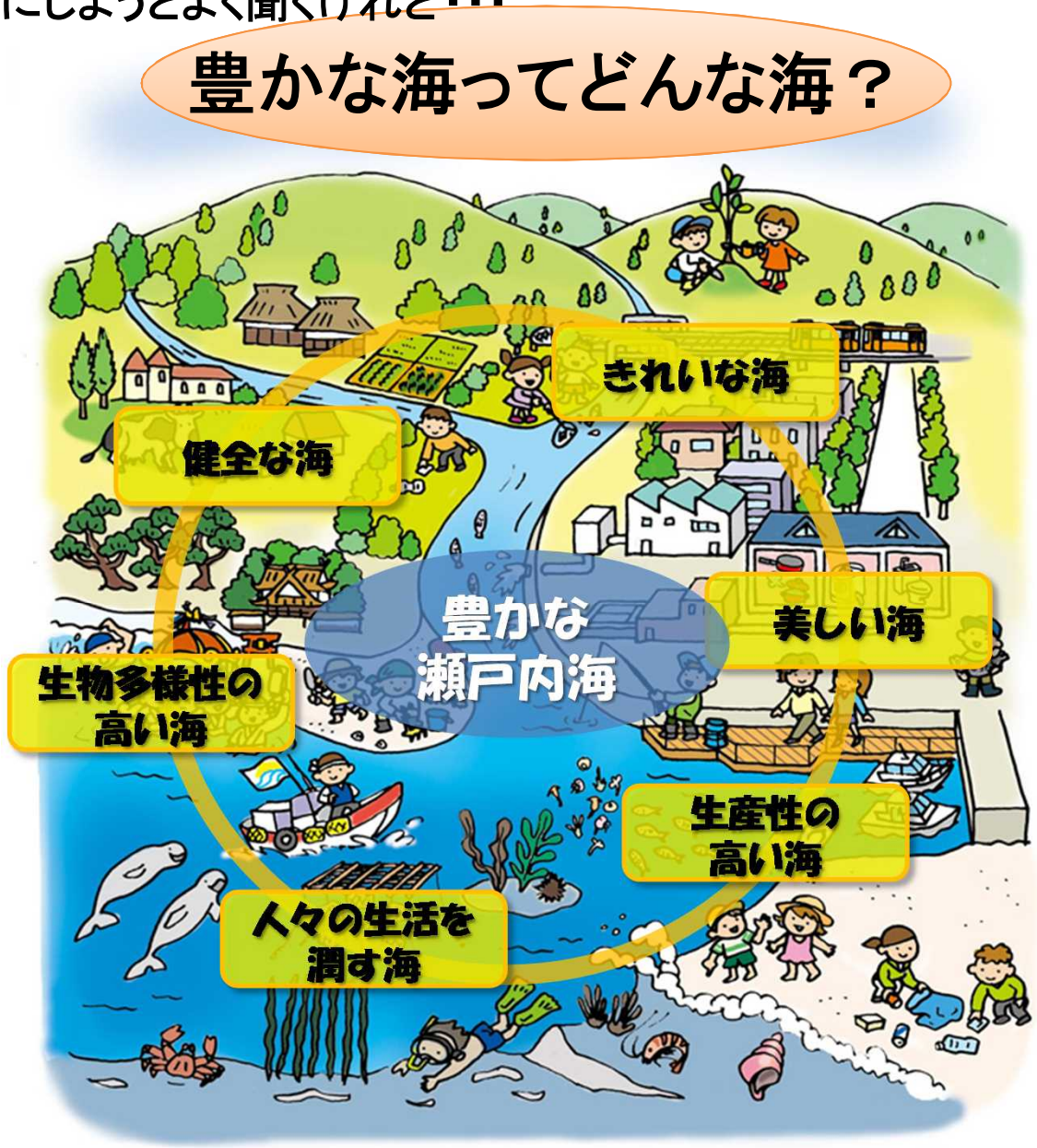

豊かな海を実現するための取組の基本的考え方（案）

①水質管理を基本としつつ、豊かな海へ向けた物質循環、
生態系管理への転換を図る

②藻場、干潟、砂浜等の失われた沿岸環境と悪化した
底質環境を回復させる

③白砂青松、多島美と評される瀬戸内海の自然景観及び
文化的景観を保全する

④地域で培われてきた海と人との関わり方に関する知識、
技術、体制を活かして、地域における里海の創生を進める

⑤瀬戸内海の生態系構造に見合った
持続可能な利用形態による、総合的資源管理を進める

⑥防災と環境保全の両立を進める

瀬戸内海の環境に関する意見聴取

○広域的な関係機関からのヒアリング（H23.12.19）

・瀬戸内海環境保全知事・市長会議
・瀬戸内海研究会議
・瀬戸内海の漁業関係者
・関係省庁

○より現場に近い関係者の皆さまからのヒアリング

ヒアリング対象者
　事業者、漁業関係者、NPO、学識経験者、行政
開催期日・場所
　瀬戸内海西部　：　平成24年２月13日　　＠北九州市
　瀬戸内海中部　：　平成24年２月14日　　＠高松市
　瀬戸内海東部　：　平成24年２月23日　　＠大阪市

○意見募集

実施期間　　平成24年１月16日　～　２月29日
募集事項　　○環境の現状について　　○今後の目指すべき将来像について
　　○環境保全・再生の在り方について　　○その他の御意見

本日の現地ヒアリングの進め方

〇8名の関係者の方々からのヒアリング

お一人　15分（発表10分、質疑5分）

・取組の内容

・将来像等についての意見

〇全体討議

・全体を通じた意見交換

・会場からの御意見

今 後 の 予 定

第10回中央環境審議会瀬戸内海部会（H23.7.22）
・目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方（諮問）

企画専門委員会における検討
⇒論点整理、基本計画フォローアップ等を踏まえた検討

中央環境審議会瀬戸内海部会（H24.夏頃予定）
・目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方（答申）

基本計画に盛り込むべき事項
〇里海の概念、〇・・・

今後検討すべき課題
〇水質総量削減制度の見直し、〇・・・

・瀬戸内海環境保全基本計画の変更について（諮問）

基本計画専門委員会における検討

中央環境審議会瀬戸内海部会
・瀬戸内海環境保全基本計画の変更について（答申）

瀬戸内海環境保全基本計画の変更

指摘のあった事項について
・瀬戸内海部会
・水環境部会　・・・
において具体的検討

検討結果をもとに
順次、必要な手続き

【参考１】

瀬戸内海環境保全基本計画フォローアップ（H20.6）

瀬戸内海環境保全基本計画

〇S53.5　瀬戸内海環境保全特別措置法第3条に基づき、瀬戸内海の環境の保全に関し、長期にわたる基本的な計画として策定

〇H12.12　瀬戸内海環境保全審議会からの答申を踏まえ、同年同月に現在の基本計画策定

基本計画の策定から5年が経過したことから、
瀬戸内海環境保全基本計画フォローアップ

〇瀬戸内海の環境保全に関する情勢の変化対応
〇関係機関が実施した施策の点検、進捗状況を確認
〇基本計画に位置付けられた各目標の進捗状況に対する評価
〇今後重点的に取り組むべき課題の整理

フォローアップ経緯

中環審瀬戸内海部会	実施内容
第４回(H18. 3.29)	国の関係行政機関及び瀬戸内海の関係府県が実施している施策について、個別にその進捗状況確認
第５回(H18.12. 5)	
第６回(H19. 9. 4)	個別の施策と基本計画に掲げられた水質保全等及び自然景観の保全に関する10の目標と対応させることで、各目標の進捗状況に関する論点を整理
第７回(H20. 4.25)	基本計画の目標達成のための施策の進捗状況及び瀬戸内海の現況をあわせて整理
第８回（H22. 3.11）	フォローアップ後の施策の進捗状況の確認

【参考２】今後の瀬戸内海の水環境の在り方懇談会

【背景】瀬戸内海においては水質汚濁の進んだ「瀕死の海」から回復。
一方で、「豊かな海」へ向けてさらに瀬戸内海の環境保全に取り組む必要がある。

【目的】今後の瀬戸内海の水環境の在り方について、瀬戸内海に係る様々な分野の学識者、有識者等からヒアリング等を実施。これらを受け、懇談会により今後の瀬戸内海の水環境の在り方を議論し、とりまとめを行う。

【内容】・平成22年度に５回の懇談会を開催。
・懇談会の成果を、「今後の瀬戸内海の水環境の在り方の論点整理」として、平成23年３月に取りまとめ。　URL: http://www.env.go.jp/water/heisa/seto_comm.html

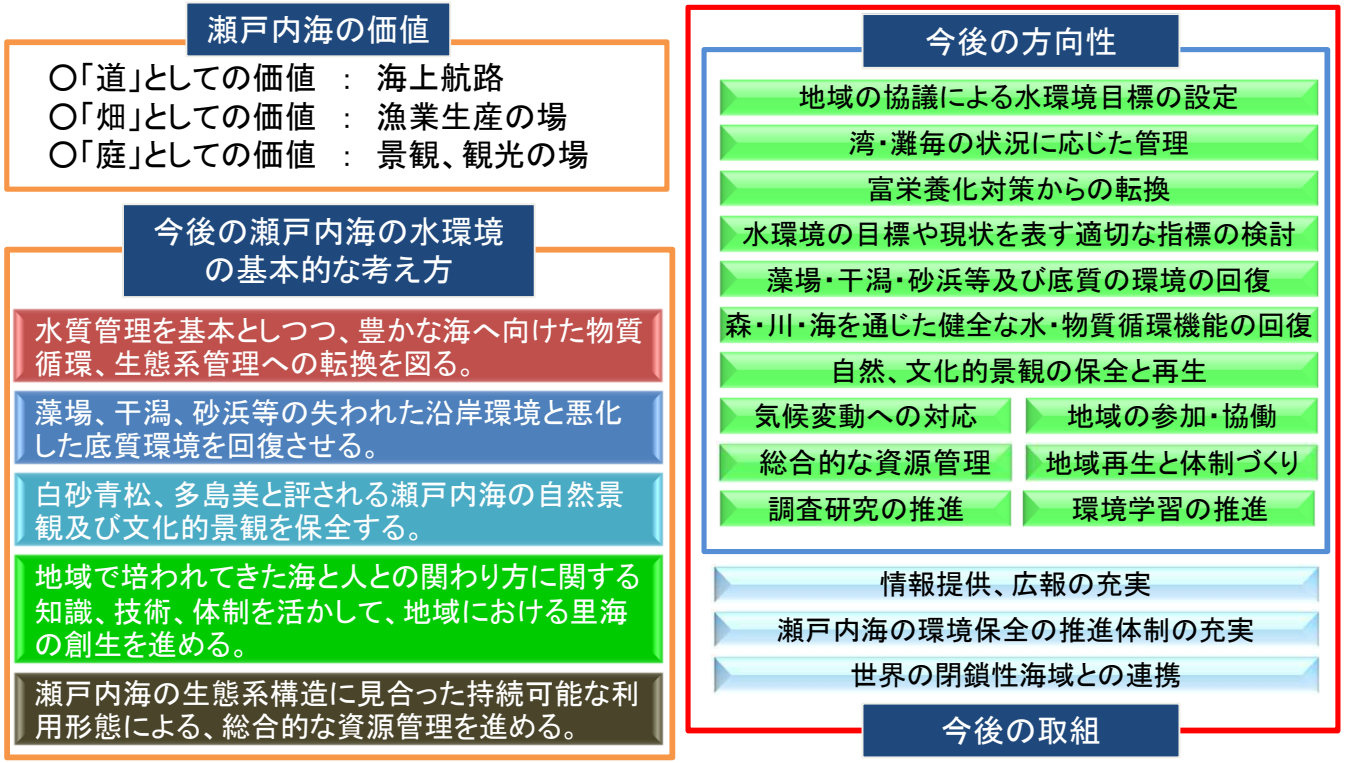

【参考３】

瀬戸内海の環境を取り巻く動き

１）第三次環境基本計画の策定(H18.4)

⇒ 「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」など

２）21世紀環境立国戦略の策定(H19.6)

⇒ 今後１、２年で重点的に着手すべき戦略として「里海」の創生を位置付け

３）水質総量削減の在り方（第６次、第７次）

⇒ 大阪湾を除く瀬戸内海については、現在の水質を悪化させないという観点からの取組を実施

４）今後の水環境保全の在り方について(H23.3)

⇒ 「地域の観点」「グローバルな観点」「生物多様性の観点」「連携の観点」

５）海の再生に向けた総合的な取組

⇒ 「大阪湾再生行動計画」（平成16年３月）、「広島湾再生行動計画」（平成19年３月）

６）海洋基本法の制定(H19.4)及び海洋基本計画の策定(H20.3)

⇒ 海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和

７）生物多様性基本法の制定(H20.5)及び生物多様性国家戦略の策定(H22.3)

⇒ 「森・里・川・海のつながりの確保」など４つの基本戦略
生物多様性条約締約国会議（COP10）において、愛知ターゲットが設定

８）海洋生物多様性保全戦略の策定(H23.3)

⇒ 海洋の生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性を保全して、海洋の生態系サービス（海の恵み）を持続可能なかたちで利用する